

ごみ処理手数料の市民還元について

1. 経緯

- 平成20年6月から実施した「新ごみ減量制度」では、有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、手数料収入については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の推進などに資するよう市民還元すること。また、使途の決定にあたっては、市民代表も含めた検討会議を設置し、透明性を確保することとしました。【H19.2.16 新潟市清掃審議答申より】
- 大まかな枠組みは清掃審議会より答申を受けましたが、事業の詳細については、「ごみ処理手数料還元 市民検討会議」の中で協議し、ご意見をいただいた上で市民還元事業をすすめてきました。

【H19.2.16 新潟市清掃審議会「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」答申書より抜粋】

- 家庭ごみの有料化により手数料収入が生じることになる。
- この有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作製費・販売委託経費を差し引いた手数料収益については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元すること、また、使途の決定にあたっては、市民代表も含め透明性を確保することとして、「中間とりまとめ」において提案した。
- 主な収益還元事業
 - 古紙資源化の一層の推進
 - ごみ減量・地域美化
 - 環境学習・環境教育に対する支援
 - ごみ集積場設置補助
 - 不法投棄・違反ごみ対策
 - コミュニティ協議会等の地域活動支援
- 審議会では、収益還元にあたっては、有料化の趣旨から資源循環型地域づくりに対する支援を優先的に行うべきとの意見が多数を占めた。

2. ごみ処理手数料還元市民検討会議

- 目的：ごみ処理手数料の使途の透明性を確保するために、市民代表を含めた検討会議の中で使途(市民還元事業)を協議し、市民還元事業決定にあたってのご意見をいただくものです。
- 任期：2年間
- 構成委員：各自治協議会(8名)、清掃審議会(2名)
- 開催予定：年2回程度、各回とも平日2時間程度